

水道施設整備について（浄水場）

浄水場整備

千葉県環境保全条例に基づく暫定井戸は、暫定的な水源として地下水採取規制後にくみ上げを許可されており、代替水源の確保をもって廃止されることとなります。

暫定井戸廃止の際は、各浄水場に浄水された地下水と受水の水質や水温を均質化するための混合井を設置します。

また、第1浄水場は、受水する管路が整備されていないことから、第2浄水場から第1浄水場への送水管を布設します。

整備スケジュール（予定）

（単位：億円）

	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	概算 事業費
第1浄水場		配水池（混合機能有）、送水管布設工事									42.6
第2浄水場	混合井工事					送水ポンプ設置工事					10.7
第3浄水場									混合井工事		5.5
合計											58.8
暫定井 汲み上げ 許可量 (m ³ /日)	13,900	12,000 △1,900	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	4,620 △7,380	4,620	

R7年3月時点

